

<一般委託>

教育研究所外壁調査業務委託(一般委託)仕様書

教育研究所外壁調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、教育研究所の外壁面仕上げ材の浮き等劣化状況を調査し、仕上げ材の落下事故等の防止と建築物の維持保全の資料とするものである。
2	履行期間	契約日から令和元年8月30日
3	施行場所	横須賀市久里浜6丁目14番3号
4	業務内容	別紙業務特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙業務特記仕様書のとおり
6	関係法規	建築基準法
7	資格要件	別紙業務特記仕様書のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部 公共建築課 松本 拓也 TEL 046-822-8424(直通)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

教育研究所外壁調査業務委託 業務特記仕様書

第1章 総則

1. 業務委託名

教育研究所外壁調査業務委託

2. 業務場所

横須賀市久里浜6丁目14番3号

3. 履行期間

契約日から令和元年8月30日まで

4. 業務目的

本業務は、教育研究所の外壁面仕上げ材の浮き等劣化状況を調査し、仕上げ材の落下事故等の防止と建築物の維持保全の資料とするものである。

5. 仕様書の適用

本仕様書は「教育研究所外壁調査業務委託」に適用する。

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとするが、本仕様書に明記なき事項であっても本業務を進める上で必要であることについては、受託者は監督員と協議の上、これを行うものとする。

6. 業務計画書作成

受託者は、契約期間内に業務を完了するよう、業務管理体制、撮影計画、作業計画等を明記した業務計画書を作成、提出し、市の承認を受けてから業務を行うこと。

7. 業務管理

(1) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験と知識を有する主任技術者を配置すること。

(2) 主任技術者には次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・ 一級建築士
- ・ 二級建築士

- ・ 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有するもの
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、市と各業務前に十分協議を行い、業務遂行中においても打ち合わせを行うものとする。

8. 資料類の貸与

本業務の遂行上必要となる以下の資料を市が貸与するものとする。この場合、受託者は貸与を受けた資料等のリストを作成し、市に提出すること。そして、業務完了と共に返納するものとする。

- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 各立面図

その他必要な図面は協議による。

9. 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。これは業務終了後も同様とする。

10. 検査

受託者は業務完了後、所定の手続きを経て市の完了検査を受けるものとする。本業務は、完了検査の合格をもって終了とするが、成果品納入後、記入漏れ、不備または誤りが発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を受託者は責任をもって行うものとする。また、これに対する経費は受託者の負担とする。

第2章 業務内容

『剥落による災害防止の為にタイル外壁、モルタル塗り外壁診断指針』（国土交通省）による診断方法により、教育研究所の外壁の調査診断を行う。

1. 調査対象建築物

教育研究所

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造

地上3階建

延べ面積：3545.61 m²

調査対象外壁面積：約 1800 m²

外壁：施釉 磁器質タイル 95×45

建築年度：昭和 59 年

2. 調査範囲

原則として図面に図示した建物の外壁面とする。ただし、調査が困難な部位等がある場合には、平成 20 年国土交通省告示第 282 号 別表 2（11）の項（ろ）の欄に規定する落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を調査範囲とすることができる。

3. 調査方法

(1) 予備調査（調査前日または調査前）

a. 人的被害危険度の大きい外壁の決定

b. 過去の修繕歴の調査

部分的な張替えや樹脂注入の痕跡の有無を目視により観察する。

c. タイル外壁の場合のタイル張り工法の確認

タイル外壁の場合には、図書等によりタイル張りの工法を確認する。

d. 建物の履歴や使用法、地域環境の特徴の調査

予備調査者は、上記の調査結果に基づき、診断箇所の決定、診断方法の選定と診断計画の作成を行うものとする。

(2) 外壁下地調査

a. タイル外壁の場合には、外壁をはつり又はコアを採取し、外壁の下地厚さを調査する。

b. 調査位置は4か所とし、詳細位置は別途協議とする。

c. 調査箇所は、調査後にポリマーセメント又は無収縮モルタルを充填し補修する。

(3) 測定計画

- a. 打診調査を行う部分の仮設計画
- b. 赤外線調査法を用いる場合は、赤外線カメラの設定位置の確認。また、壁面に汚れ、エフロレッセンス、錆水等が付着し、浮きと誤認しやすい場合は、可視像による映像を併用して診断調査を行う。なお、調査精度の安定化を図るため、撮影時の画像解像度は25mm / pix以下とし、温度分析能が0.1 以下の赤外線カメラを使用する。

(4) 診断

診断は以下の方法の2つ以上を組み合わせるものとする。

- a. 外観目視法
劣化・損傷状況を直接肉眼で確認する。高所等で肉眼での確認が難しい場合は、双眼鏡等を使用して、外壁の浮き等を調査する。
- b. 打診法
ゴンドラや足場等を利用して、テストハンマーにより可能な限り打診し、発生音から浮き及び密着不良部等の有無を判断する。
- c. 赤外線装置法
赤外線カメラを用いて調査壁面仕上げ材の浮き及び剥離部の変温部状況を測定し、タイル等の浮きの有無や程度を調査する。

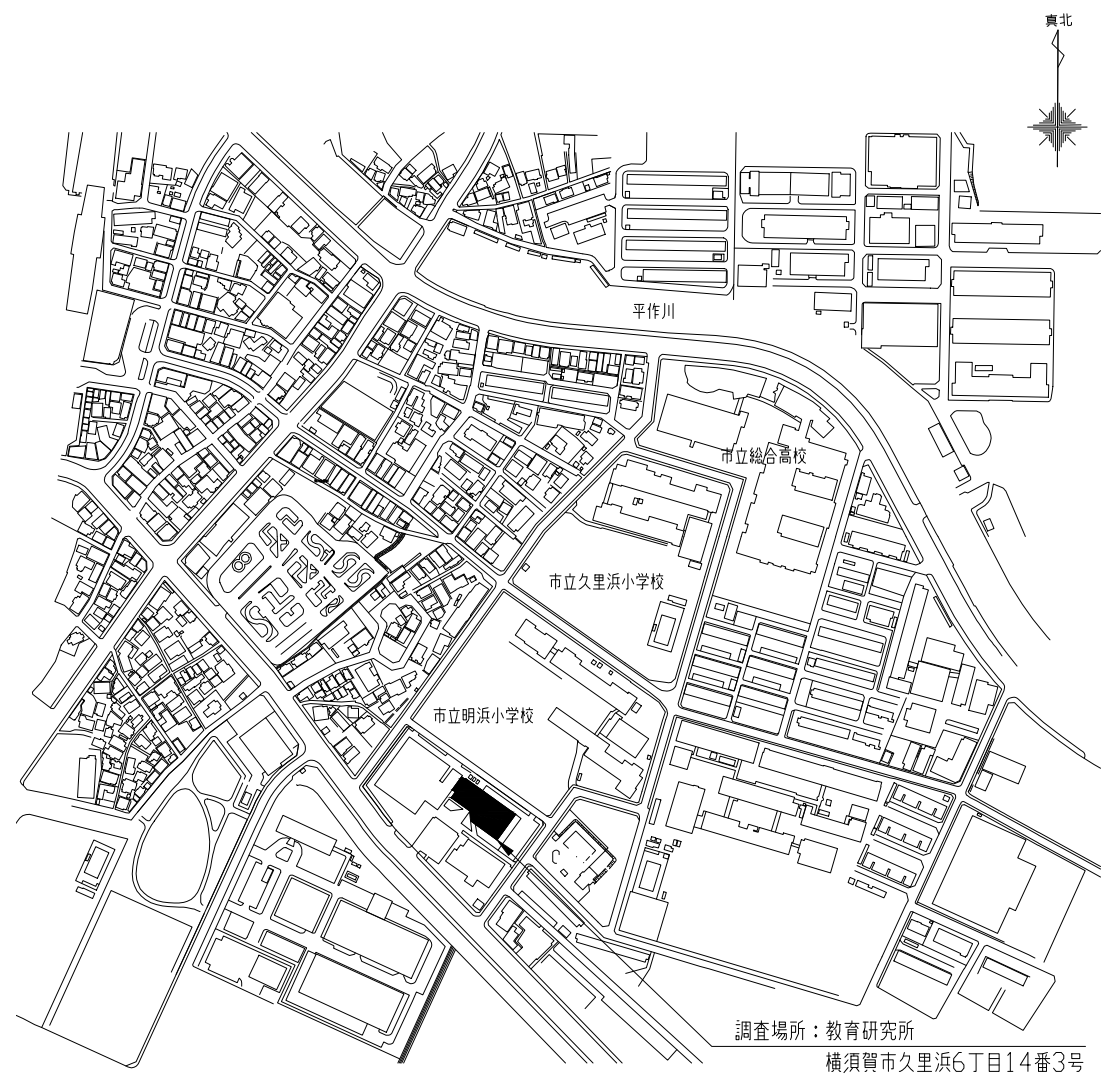
(5) 診断結果の解析

- a. 目視法、打診法、赤外線装置法により収集した情報を取りまとめ解析する。
- b. 調査結果に基づき将来的な改修方法・工法を検討する。

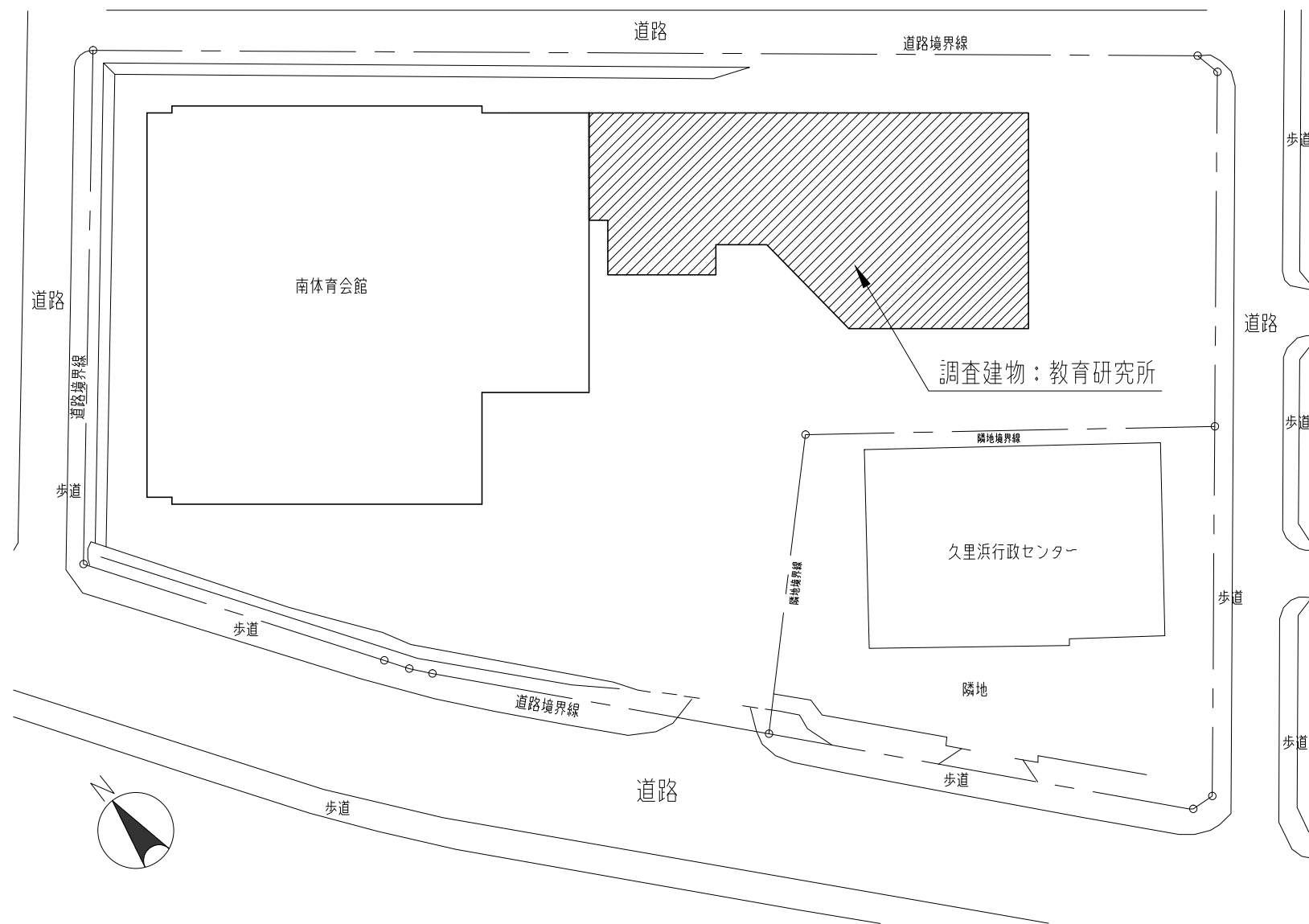
第3章 提出図書

受託者は、本業務の成果品を下記の通り提出すること。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 報告書 | 3部 (A4版) |
| (2) 打合せ議事録 | 1部 |
| (3) 上記成果品の電子データ | 1式 (PDF形式及びWord又はExcel) |

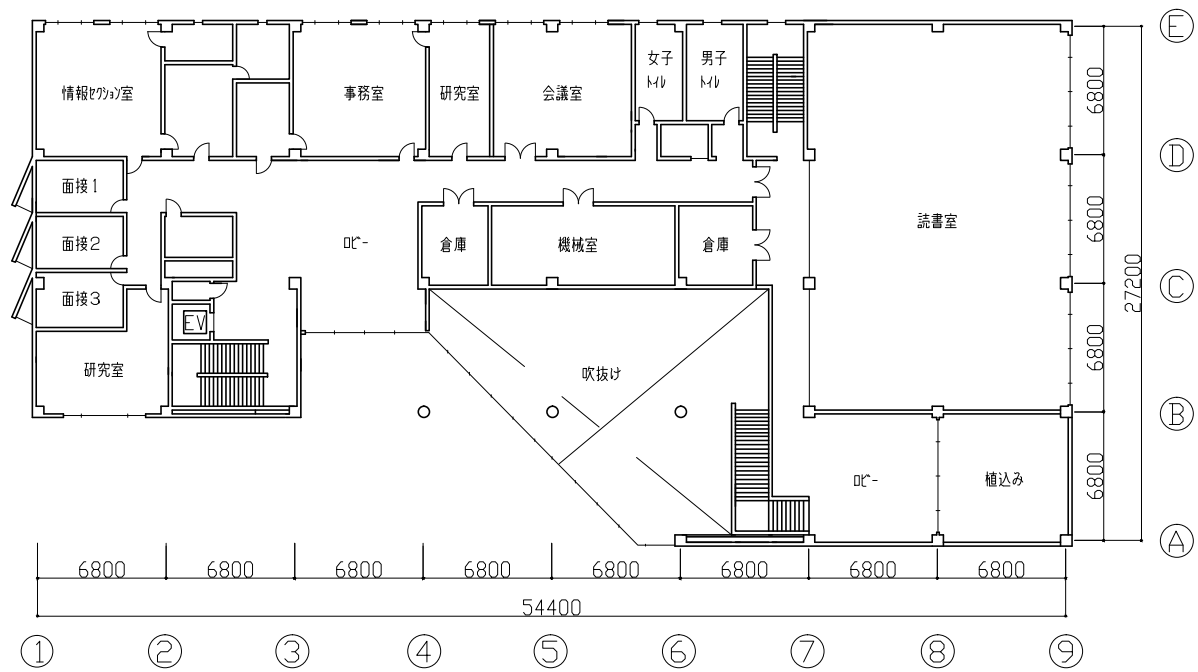


案内図

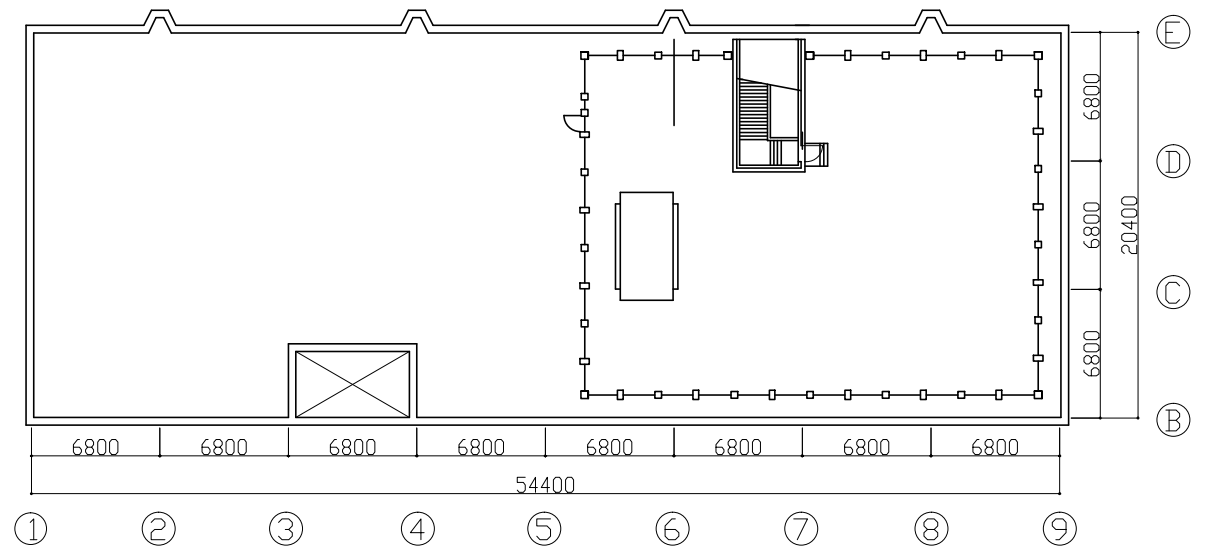


配置図 1:800

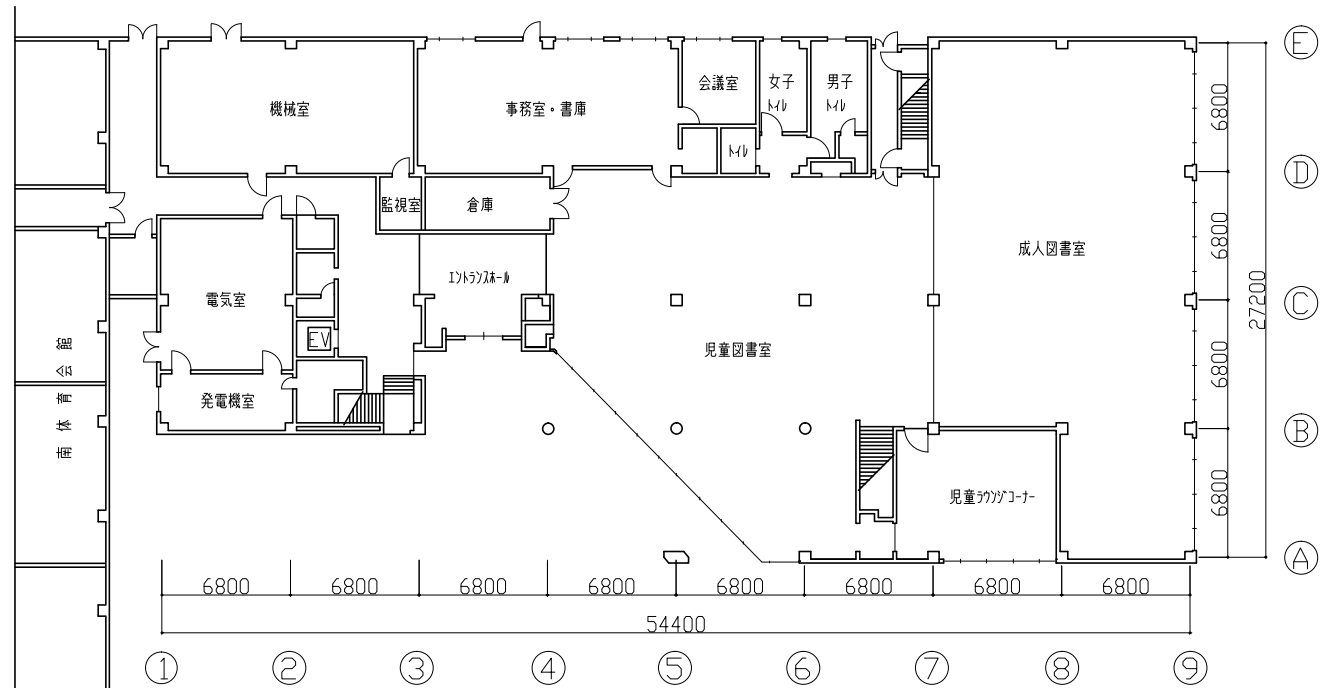
工事名	教育研究所外壁調査業務委託			設計者資格氏名	級建築士登録第 号			課長	主査等	担当者	横須賀市 都市部公共建築課
図面名称	案内図・配置図	図番	1/4	縮尺	1:800	作図	平成 31 年 3 月 日				



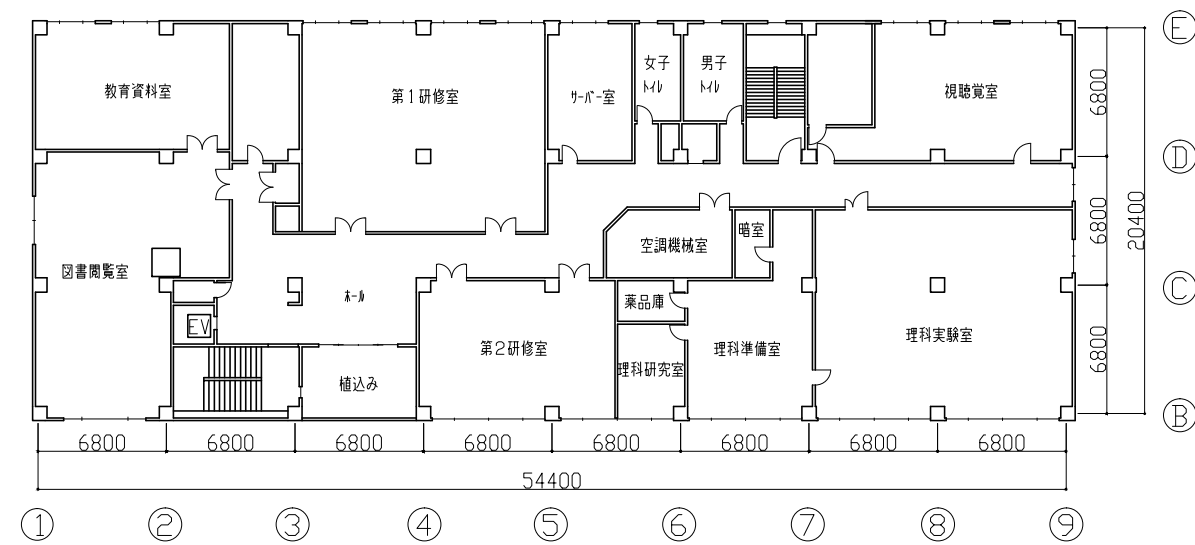
2階平面図 1:400



屋階平面図 1:400

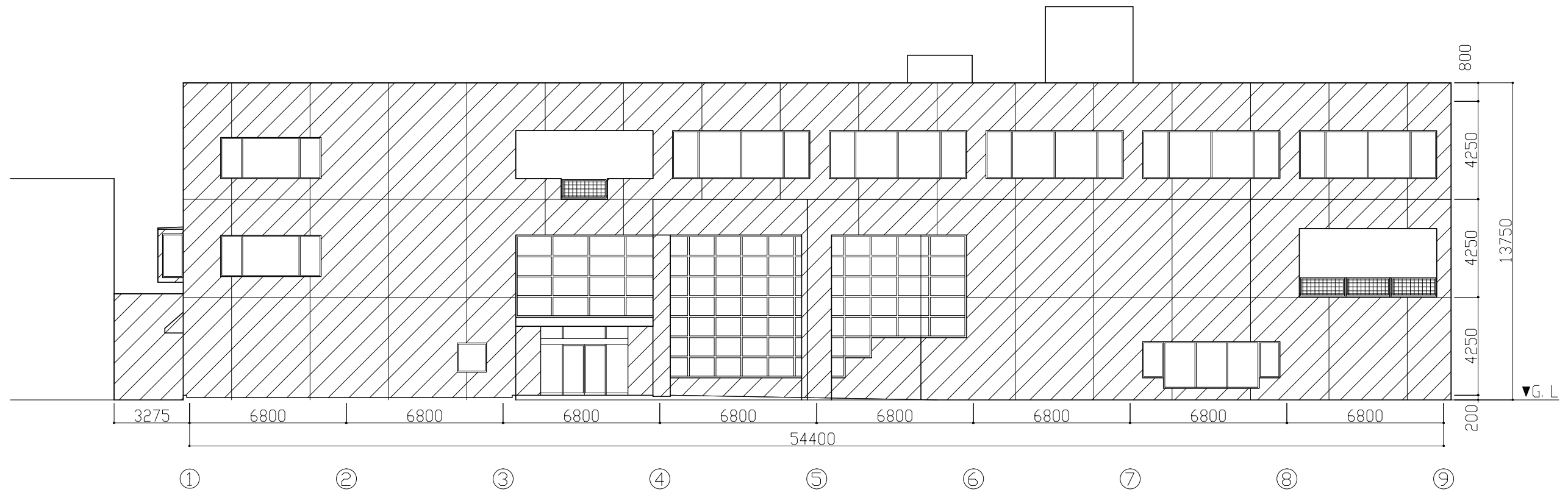


1階平面図 1:400



3階平面図 1:400

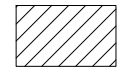
工事名	教育研究所外壁調査業務委託			設計者資格氏名	級建築士登録第 _____ 号			課長	主査等	担当者	横須賀市 都市部公共建築課
図面名称	平面図	図番	2/4	縮尺	1:400	作図	平成 31 年 3 月 日				



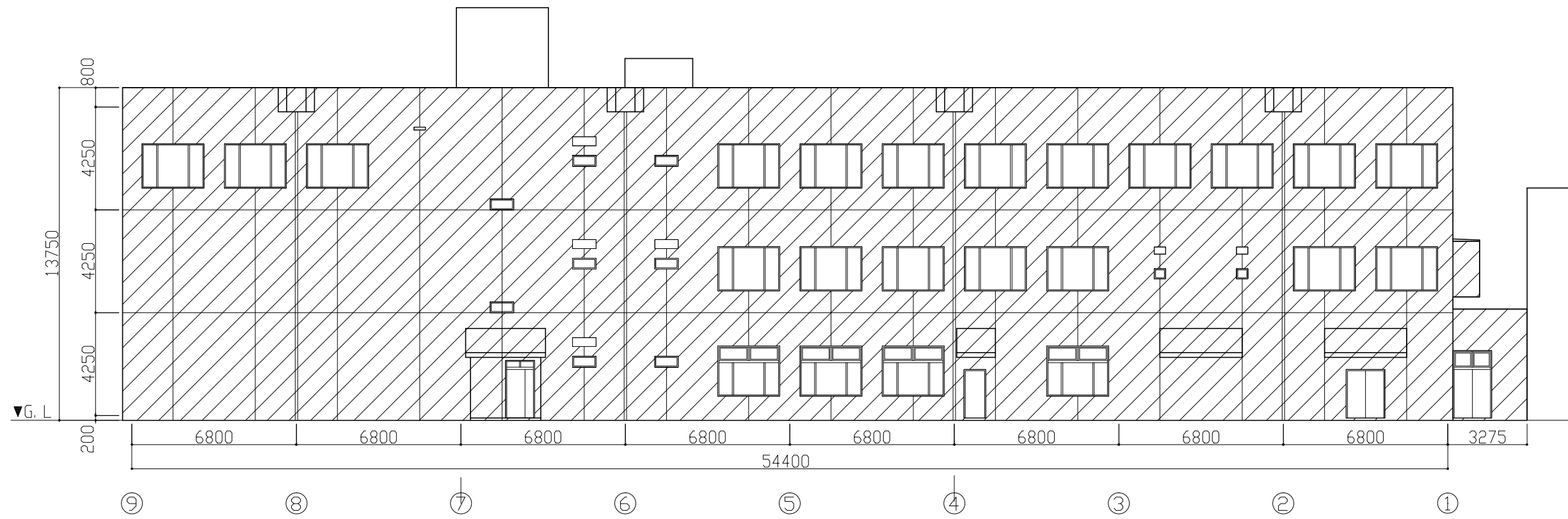
南立面図 1:200



東立面図 1:200

 調査対象範囲を示す。

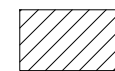
工事名	教育研究所外壁調査業務委託			設計者資格 氏名	級建築士登録第 号			課長	主査等	担当者	横須賀市 都市部公共建築課
図面名称	立面図	図番	3/4	縮尺	1:200	作図	平成 31 年 3 月 日				



北立面図 1:200



西立面図 1:200

 調査対象範囲を示す。

工事名	教育研究所外壁調査業務委託			設計者資格 氏名	級建築士登録第 号			課長	主査等	担当者	横須賀市 都市部公共建築課
図面名称	立面図	図番	4/4	縮尺	1:200	作図	平成 31 年 3 月 日				